

【地域活動における感染防止対策のガイドライン】

地域活動を行う際の感染防止対策について、すべての活動に共通する基本的な感染防止対策を（1）に、活動内容ごとの感染防止対策の具体例を（2）以降に記載しております。地域活動を行う場合は、（1）に加え、活動内容に応じて（2）以降の感染防止対策にもご留意ください。

また、以下のような感染防止対策を講じることが困難な活動については、中止・延期等をご検討くださいよう、お願ひいたします。

（1） 基本的な感染防止対策

- ・手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・人と人の間隔（原則2メートル、少なくとも1メートル以上）を十分にとる。
- ・マスクの着用を徹底する。（ただし、暑い時期には熱中症にも十分注意し、換気や人の間隔を確保して適宜マスクを外すなどしてください。）
- ・事前の検温等、体調確認を行い、発熱がある方や体調がすぐれない方は参加を控える。

（2） 会合等（総会・各種会合等）

- ・可能であれば書面議決での開催を検討する。直接集まって開催する場合は、書面議決や委任の手段を活用し、最小限の人数で開催する。
- ・こまめに換気をする。（30分に1回以上、窓やドアを数分程度開ける、換気扇を回すなどして換気をする。）※窓がなく、換気ができないような場所の使用は避ける。
- ・会場内の会食等は避ける。
- ・密閉された部屋では大きな声を出すことは避ける。など

（3） 清掃活動・地域の行事等

- ・調理、飲食を伴うような感染リスクの高い活動については、中止もしくは延期を検討する。
- ・複数人で行う作業等は、必要に応じて手袋を着用し、会話を控える。
- ・使用した道具等は、こまめに消毒・洗浄する。
- ・受付表などを設置し、可能な限り、参加者の把握に努める。など

（4） 町内会費の集金

- ・緊急性等を考慮し、可能であれば徴収時期の延期や徴収の回数を減らすなど工夫する。
- ・金銭の受け渡しの前後は、手洗いを徹底する。など

（5） 回覧

- ・文書内容の緊急性等を考慮し、回覧回数を十分に検討する。
- ・回覧後は、住民へ手洗いを奨励し、回覧板の消毒・除菌をする。
- ・対面での受け渡しを避け、ポストへの投函など間接的な受け渡しをする。など